しているが、その後の二次・三次調査では結局尼寺跡を確認することはできなかった。

8 木簡の釈文・内容

・「養方□□×

・「□□」　(88)×28×5　019

一点のみで、上端は刃物で切断され、下部は欠損している。また、表面の一部に焼けた痕跡がある。

墨痕は殆んどなく、字が浮き上ってみえる。埋没前に長期間風雨に晒されていたものであろう。内容は明らかでない。

9 関係文献

広島県教育委員会『安芸国分尼寺跡――第一次調査概報――』一九七八年

（松下正司・山県　元）

安芸国分尼寺伝承地
木簡出土地点図

愛媛・久米窪田Ⅱ遺跡

1 所在地　愛媛県松山市久米窪田町

2 調査期間　一九七七（昭52）二月～五月

3 発掘機関　愛媛県教育委員会

4 調査担当者　吉本　拡　相田則美

5 遺跡の種類　不明

6 遺跡の年代　飛鳥時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

発掘調査は一般国道一一号線松山東道路建設に伴って実施した。本遺跡は高縄山系山麓の扇状地扇端上に形成された沖積平野に位置し（標高四七m）、一帯は水田であった。湧水の多い湿地帯である。本遺跡の西方約一キロの地点に白鳳期の来住廃寺跡（国指定史跡）が存在する。

遺構は方位を磁北にとり、二期に大別される倉庫を含む掘立柱建物跡七棟、遺構の南限を示す長さ五五m、幅三～五m、深さ約三〇cmの大溝、溝中の湧水を利用した一枚板枠組みの長方形井戸一基等を検出した。大溝中の井戸はその西側（下流）に排水路をかねた水利施設を設けている。

遺物は七世紀代から八世紀代に比定される須恵器・土師器、墨書

土器（「上」ほか）、円面硯、滑石製紡錘車、砥石、瓦（三点）、人形代、削り掛け、曲物・下駄・横櫛・つちの子等の木製品、土器成形用の木製「あて道具」（青海波）、木簡類が出土した。遺物の大半は大溝肩部周辺や大溝中の第Ⅳ層（暗褐色粘質土）、第Ⅴ層（黒色土）から投棄された状況で出土した。木簡の大半は大溝中の第Ⅴ層下面（第Ⅵ層は黒色土混入白色粘質土）より出土しており、八世紀初期を前後するものであろう。こうした遺構、遺物からみて本遺跡は一般の集落とは異なり、官衙的色彩の濃い遺跡と推定している。

8　木簡の釈文・内容

(1)・「□大□□□〔長カ〕

・「　□　□　　(275)×26×4　019

木簡は計一二点検出した。材はヒノキ、スギである。うち一点には山桜皮のとじ紐がついている。詳細は調査報告書に譲りたい。

（吉本　拡）

久米窪田Ⅱ遺跡木簡出土地点図

一九七七年に愛媛県の久米窪田Ⅱ遺跡から出土した木簡についてはここに収載したが、この西方数百米の松山市南久米町五〇六の前川遺跡からも一九七六年に木簡様の遺物が出土していたとのニュースを得て、編集部では松山市教育委員会に照会し執筆方をお願いし、調査担当者西尾幸則氏より報告原稿をおよせいただいたが、当編集部で検討の結果、木簡とするには疑念が生じた。しかし、先の久米窪田Ⅱ遺跡と近似の間にある遺跡からの出土遺物であり、ここに西尾氏の報告によってその概要を報告しておきたい。

前川遺跡は国道二一号線バイパス建設に伴う事前調査で発見され、法隆寺式伽藍をもつ来住廃寺跡から前川にそって一Km下流に位置している。木簡様遺物はその河川敷遺構の北岸壁面から集中的に出土した。伴出遺物としては六世紀代の須恵器及び平安期に至るものも検出された。木簡様遺物は全てで九点であり、いづれも上部が八形にカットされ下端はほとんどが尖っており、表面は調整され、裏面は無調整である。長さは約二〇～二五cm、巾は約一・五～二・五cm、厚さは〇・九～二・〇cmである。うち一点は墨書きによる顔面が描かれており、明確に人形であるとみとめられる。他の八点はその形状から考えて斎串と考えられる。なおこの出土地点の北方三～一〇m内には古墳期の掘立柱による高床式建物跡（二間×三間）も発見されている。

（S）